

判例から読み解く判断のポイント

自治体職員のための 固定資産税の課税実務

固定資産税の課税業務で
こんなお悩みありませんか？

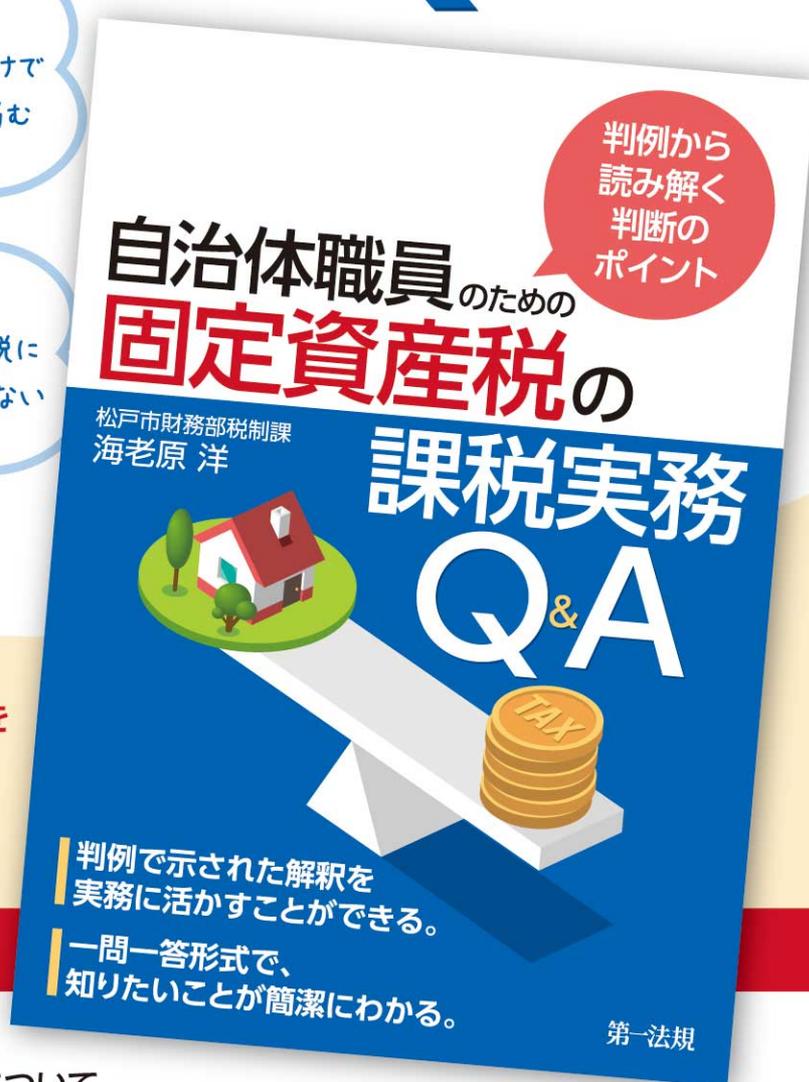
Q&A



固定資産税担当職員が
日々の課税業務で直面する法解釈の疑問を
ワンポイントアドバイスつきで解説！
迷いがちな点について適正・公平な
固定資産税の課税の考え方がわかる

98個のQ&A紹介

- 民法の改正と連帯納税義務について
- 税務職員の職務上尽くすべき注意義務について
- 所有者が賦課期日前に亡くなった場合の取扱いについて
- 特定遺贈された資産を含む相続財産と固定資産税の課税について
- 減免措置適用における市町村長の裁量の範囲について
- 「現に所有している者」と「現所有者」の違いについて など



海老原 洋 著

A5判・464頁

定価：本体4,600円+税



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

No.13 民法の改正と連帯納税義務について

Q 地方税法第10条において準用する民法の連帯債務に係る規定が改正され、令和2年4月1日から施行されましたが、その内容はどのようなことでしょうか？

A 特に、注意すべき点は次のとおりです。
旧民法は、連帯債務者の1人に対する履行の請求は、他の連帯債務者に対しても、その効力を生じていました（旧民法第434条）。また、連帯債務者の1人についての免除、消滅時効の完成も、その連帯債務者の負担部分については、他の連帯債務者にも効力が生じていました（旧民法第437条、第439条）。
このような連帯債務の絶対的効力に関して、新民法は、相対的効力事由としました。すなわち、連帯債務者の1人に対する履行の請求は、他の連帯債務者に対してその効力を生じません。連帯債務者の1人についての免除、時効の完成も、他の連帯債務者にも効力が生じません。
しかしながら、債権者及び他の連帯債務者の1人が別段の意思表示したときは、当該他の連帯債務者に対する効力は、その意思に従うこととなりました（新民法第441条ただし書）。

地方税法第10条、民法第436条・第437条・第441条～第445条

ポイント

- ① 絶対的効力から相対的効力へ
- ② 共有者のうち一人に減免措置を講じた場合の取扱い

No.28 税務職員の職務上尽くすべき注意義務について（注意義務違反とされた判例）

Q 職務上通常尽くすべき注意義務違反と認められ、国家賠償法上賠償責任が認められる事例を教えてください。

A 裁判上、国家賠償法において、市町村に賠償責任が認められた主な事例を次の解説に列挙しますので、ご参照ください。

国家賠償法

ポイント

賦課課税方式における職務上通常尽くすべき注意義務の内容

解説

- (1) 市町村の行う資産証明書の作成交付事務は、国家賠償法1条にいう職務行為に該当し、資産証明書の交付行為と、その行使により他人に生じた損害との間には、通常生ずべき因果関係がある。…参考判例①
- (2) 納税義務者に対して住宅用地の申告義務を課することは、課税当局において減税特例の要件に該当する事実の把握を容易にしようとしただけのものであって、右申告がないからといって、減税特例を適用しないことが許されるものではない。…参考判例②
- (3) 町税務課長による虚偽の宅地課税証明書により、市街化調整区域内の土地を宅地と誤信して買い受けた損害につき、町が賠償責任を負うとされた事例。…参考判例③
- (4) 県が嘱託した分筆登記の地積記載の誤りを登記官が看過して過大な地積の分筆登記をし、これに伴う地積変更通知により市の土地固定資産課税台帳に過大な地積が記載された土地所有者の相続人が、過剰納付した相続

目次（抜粋）

- | | |
|---|--|
| No.1 固定資産税の性質について | No.19 損害賠償請求における除斥期間の起算日について |
| No.2 租税法規の解釈・適用について（租税回避行為を例として） | No.20 無効な賦課決定とその取消しの手続きについて |
| No.3 納税義務の発生は、納税義務者との合意によるものではないことについて | No.21 国家賠償請求における期間制限について |
| No.4 地方税法第6条に規定する「公益上その他の事由」について | No.22 課税誤りにおける国家賠償請求と返還金の要綱について |
| No.5 納税義務の承継について | No.23 登記官の過誤により過大に登録された地積と固定資産税の賦課決定について |
| No.6 過年度物件を賦課決定する前に所有者が亡くなっていた場合の賦課決定について | No.24 弁護士費用が違法行為と相当因果関係があると認められる場合について |
| No.7 親・子の共有関係において親に相続が発生した場合の相続人間における承継税額について | No.25 地方団体が発行した虚偽の証明書による損害について |
| No.8 納税者が亡くなり、その相続人が複数存在する場合の代表者について | No.26 税務職員に対する公共団体からの国家賠償請求に係る求償について |
| No.9 共有物に対する課税について | No.27 固定資産税額が安すぎることを違法とする主張について |
| No.10 共有者に対する租税債権関係について | No.28 税務職員の職務上尽くすべき注意義務について（注意義務違反とされた判例） |
| No.11 共有者に対する納税通知書の名宛人の記載方法について | No.29 税務職員の職務上尽くすべき注意義務について（注意義務を尽くしたとされた判例） |
| No.12 共有者の代表者の指定方法について | No.30 送達する書類の内容及びその相手方について |
| No.13 民法の改正と連帯納税義務について | No.31 書類の送達場所について |
| No.14 納期と法定納期限について | No.32 書類の送達方法について |
| No.15 法定納期限を定める理由について | No.33 書類の送達の効果について |
| No.16 賦課決定の期間制限について | No.34 納税通知書が到達していないという主張について |
| No.17 課税庁側の過失により本来よりも低い税額で課税されていたことについて | No.35 地方税法上の住所について |
| No.18 除斥期間を超えて納税者に損害が発生した場合の取扱いについて | No.36 公示送達について |
| | No.37 期間の計算について など |

詳細・お申し込みはコチラ

＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞

第一法規

検索

CLICK!



キリトリ線

申込書（第一法規刊）

判例から読み解く判断のポイント
自治体職員のための固定資産税の課税実務Q&A

●定価5,060円（本体4,600円） [コード072132]

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円（税込）以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。
また、お買い上げ合計金額5,000円（税込）未満のご注文については、国内配送料550円（税込）にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

○上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

（いずれかを✓で選択ください。） 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について
一回あたりのご購入金額
(商品の税込価格+送料)の合計が

1万円以下の場合、300円+税
3万円以下の場合、400円+税
10万円以下の場合、600円+税

*送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者
に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用い
ただけません。

年 月 日

ご住所

機関名

フリガナ
ご氏名

部署名

TEL
E-mail
 公用
 私有
お客様の個人情報の
取扱いについて

お客様より預かりした個人情報は、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム（https://www.daiichihoki.co.jp/support/contact/contact.php）からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
FAX.0120-302-640

書店印